

# 高濃度PCB廃棄物の処理手続について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

未  
登  
録

1 高濃度PCB廃棄物について

<page>

2 ~ 3

2 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

4 ~ 11

3 手続の流れについて

12

4 登録手続について

13

5 中小企業者等の軽減制度について

14 ~ 16

6 処理委託契約について

17 ~ 18

7 収集運搬について

19 ~ 20

8 お問い合わせ先などについて

21 ~ 27

登  
録  
済

## 1-1.高濃度PCB廃棄物について

### PCB廃棄物の分類・処分

高濃度PCB廃棄物

処分

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

低濃度PCB廃棄物

処分

無害化処理認定事業者 又は  
特別管理産業廃棄物処分業者

### 高濃度PCB廃棄物とは

- ・ PCB原液が廃棄物となったもの
- ・ PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの割合が0.5%を超えるもの
- ・ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が1kgあたり5,000mgを超えるもの

高濃度PCB廃棄物の代表的な例



トランス



コンデンサ



安定器



感圧複写紙



ウエス・汚染物

## 2-1.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

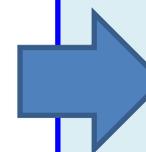
### トランス類、コンデンサ類

### 高濃度PCBかどうかの判別方法

トランス類・コンデンサ類は、キュービクル、配電盤周りなどに設置されています。

**まず、銘板の記載内容を確認してください。**

メーカー・型式・製造年月・表示記号等（不燃性油、AF式、DF式、シバノール等）



日本電機工業会HPにより確認  
又は  
メーカー窓口へ問い合わせる



**製品としてPCBを  
使用している場合**



**速やかに「機器等登録」をして処理をお願いします。**

- ※ 使用中の機器がある場合、PCB使用機器かどうかの調査は計画的に進めてください。JESCOでは**使用中の高濃度PCB機器でも登録可能**です。詳しくは本社「登録」に関する窓口までご相談ください。



使用中は感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従ってください。

- ※ 日本電機工業会の下記URLをご参照ください。  
[https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)  
銘板の型式等で判別不可の場合、分析会社へ「PCB濃度分析」を依頼してください。

### トランス類、コンデンサ類

### 高濃度PCBかどうかの判別方法

高濃度PCBを含有するトランス・コンデンサ等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別可能。



高圧変圧器



高圧コンデンサー



銘板

#### ➤ 製造年

昭和28年(1953年)～昭和47年(1972年)

#### ➤ 型式等

- ・「不燃性油」、「不燃性絶縁油」、「AF式」、「DF式」
- ・電機メーカーの絶縁油ブランド名称  
シバノール    ダイヤクロール    ヒタフネン等
- ・各電機メーカーがHPに型式等による判別情報を公開

### トランス類、コンデンサ類

### 高濃度PCBかどうかの判別方法

銘板から**PCB使用**電気機器かどうかを確認

該当

使用中:「**高濃度PCB含有電気工作物**」  
廃止後:「**高濃度PCB廃棄物**」

該当せず

製造年を確認

- トランス類:  
平成6年以降<sup>※1</sup>
- コンデンサ類:  
平成3年以降

該当せず

絶縁油<sup>※2</sup>を採取してPCB濃度を測定

0.5mg/kg  
超

使用中:「**低濃度PCB含有電気工作物**」  
廃止後:「**微量PCB汚染廃電気機器等**」

該当

※1 トランス類については、  
絶縁油の入替や絶縁油  
に係るメンテナンスが行  
われていないこと

0.5mg/kg以下

※2 トランス類については、  
絶縁油の入替や絶縁油  
に係るメンテナンスが行  
われていないこと

PCB含有せず  
引き続き使用するか、通常の産業廃棄物として適正に処分

## 2-4.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### トランス・コンデンサ発見事例

- ・電気室（その周辺及びその他の機械室を含む。）で発見された。  
電気室壁面に立て掛けられた資材の陰に保管されていることがあります。
- ・キュービクル（その周辺を含む。）で発見された。  
使用中のキュービクル内に電路に施設されずに保管されていることがあります。
- ・開放型高圧受電設備で発見された。  
高所に使用されず残置されていることがあります。
- ・保管庫、資材倉庫から発見された。  
保管されていることが引き継がれていない、保管物の情報が不明確な倉庫に保管されていることがあります。



廃工場の電気室に残置されていた例



キュービクル内に保管されていた例

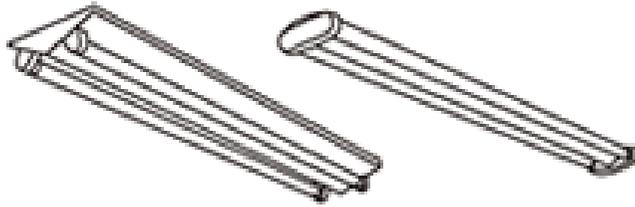

 昭和47年以前の設備を使用していた可能性のある事業所で、PCB廃棄物の処理実績のないところは、上のような状況で**残置されている場合があります**ので、十分注意の上、調査をしてください。

## 2-2.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

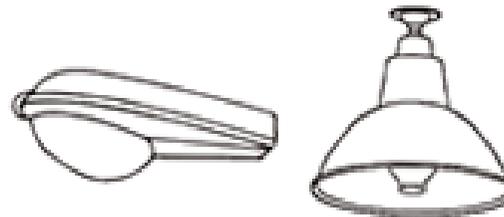
### 安定器

PCB使用安定器を使用した照明器具  
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

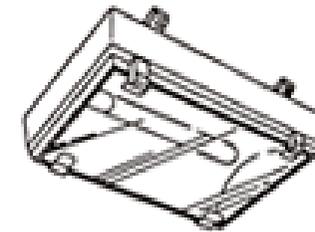
#### 蛍光灯器具 (オフィス・教室用等)



#### 水銀灯器具 (高天井用・道路用)



#### 低圧ナトリウム灯器具 (トンネル用)



※日本照明工業会HPより

- 昭和51年（1976年）10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があり、日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。

※ 蛍光灯器具は磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器（表示「H f」）及び一般家庭用のグロースタート式低力率型蛍光灯器具の安定器にはPCBは使用されていません。

## 2-3.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

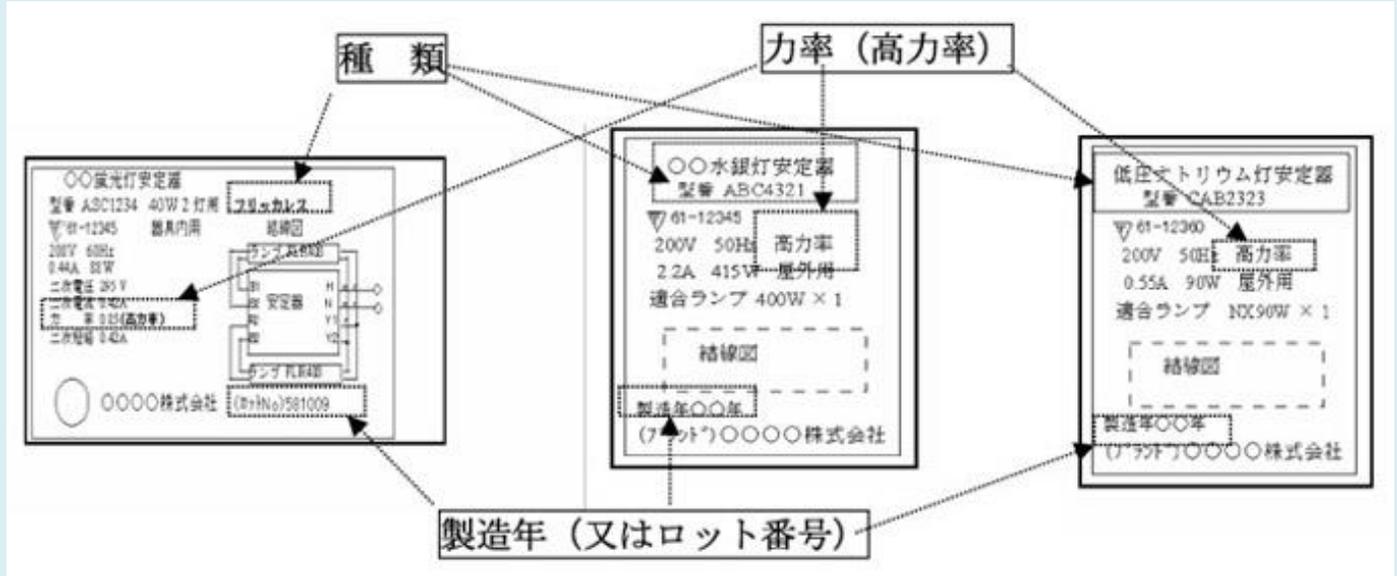
### 安定器

### PCB使用安定器かどうかの判別方法

まず、ラベルの内容を確認してください。  
メーカー・種類・力率・製造年月など

日本照明工業会HPで確認  
又は  
メーカー窓口へ問い合わせる

製品としてPCBを  
使用している場合



速やかに「搬入荷姿登録」をして処理をお願いします。

※日本照明工業会HPより

※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。  
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

## 2-4.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器発見事例

- ・照明更新の際に発見された。  
照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。

- ・建屋工事の際に発見された。  
施設耐震工事の際に発見されることがあります。

- ・天井裏や壁際から発見された。  
安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。

- ・照明器具内に残っているのが発見された。  
直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。

- ・エレベーターから発見された。  
エレベーター照明にも安定器は使われています。



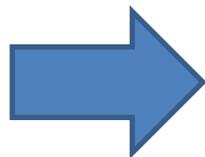
器具内に古い安定器が残っている例



工場等の壁際に設置されている例

**建物由来で探す**ことが**重要**です。

建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。



建築時に設置されたPCB含有安定器の1部が交換されずに残っている例もありますので、十分注意の上、調査をしてください。

## 2-5.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器の仕分け

保管中の廃安定器の中には、P C Bを使用していない廃安定器が混在している事例が多数見られます。**2～3割がP C Bを使用していない廃安定器であったという事例も多い**ため、廃安定器の仕分けは「**処理対象量の適正化→早期処理の実現**」のみならず、**処理費用の削減に大きな効果を発揮する可能性**があります。

廃安定器を保管している皆さま方には、**ぜひとも仕分け（分別・取り外し）の作業を実施**していただくことを**お勧め**します。

P C B使用・不使用の分別等を委託する場合は、弊社のH Pをご参照ください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

(※) PCB使用安定器であっても、コンデンサが充填材（アスファルト又は樹脂）で固定されていない「コンデンサ外付け型安定器」で、膨張、腐食、油にじみがないことが目視で確認できる場合には、コンデンサを取り外すことができます。



分別作業



PCB含有のコンデンサ部分を取り外すことができる廃安定器の取り外し作業

### 3. 手続の流れ



保管者様

JESCO

登録申請

① 機器登録\*（3kg以上のトランス類・コンデンサ類、PCB油類）又は搬入荷姿登録（安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス等）

登録受付

\*ご使用中でも登録可能

② 登録確認書の送付

③ 処理契約手続のご連絡

軽減申請

④ 中小企業者等軽減制度申請（対象となられる方のみ）

受付

⑤ 中小企業者等軽減制度 審査結果の通知（対象となられる方のみ）

結果通知

\*軽減制度の適用の可否については、当社及び（独）環境再生保全機構が審査を行います。

処理契約

⑥ 処理委託契約\*

契約締結

⑥ 処理委託契約

処理契約

\*JESCOが準備、送付します。

運搬契約

⑦ 収集運搬委託契約\*

収集運搬事業者

\*保管者様が直接ご契約ください。

⑧ 御請求書の送付

請求

お支払

⑨ ご入金

入金確認

搬出

⑩ 運搬

搬入

⑪ 処理完了「マニフェストD票・E票」送付

処分

## 4.登録手続について

- 処理委託にあたっては、PCB特措法の届出とは別に、**JESCOへの登録が必要**です。
- 登録前に**低濃度PCB廃棄物等を必ず取り除く**ようお願いします。（JESCO処理対象量の適正化）

トランス類・コンデンサ類  
(共に3kg以上) など

安定器、感圧複写紙、ウエス、  
小型電気機器 (3kg未満)、その他汚染物など

### 機器等登録

- ① PCB機器等登録申込書 (総括表)
- ② PCB機器等調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の写真を  
弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、**ご使用中でも登録可能**です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

**使用中は感電の恐れがあり大変危険です。**  
**電気主任技術者等の指示・指導等に従って**  
**下さい。**

### 搬入荷姿登録

搬入可能な容器 (ドラム缶又はペール缶) に  
保管の上、

- ① 搬入荷姿登録申込書 (総括表)
- ② 搬入荷姿登録調査票
- ③ 保管場所、状況、重量実測風景の写真を  
弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備  
登録」も可能です (契約までに「搬入荷姿登  
録」への移行が必要)。**使用中の安定器等でも**  
**予備登録は可能**ですので、まずは登録をお願いします。

# (参考資料) 登録申込書① 総括表

機器等登録申込書 (総括表)			
<small>＜1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類 及び PCB油類＞</small>			
平成 年 月 日			
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿			
		〒 —	
		保管事業者住所	
		保管事業者名	
		代表者(役職・氏名)	
		印	
登録約款の内容を確認し、同意した上で、機器等登録に申込むいたします。			
1. 保管事業者連絡先			
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	担当者
	電話番号	FAX番号	
2. 保管事業場(廃棄物等保管場所) <input type="checkbox"/> 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)			
保管事業場名			
住所			
		〒 —	
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	担当者
	電話番号	FAX番号	
3. 登録確認書等送付先(□にレ点を記入) <input type="checkbox"/> 1. 保管事業者宛 <input type="checkbox"/> 2. 保管事業場宛 <input type="checkbox"/> 3. その他(送付先を以下に記入)			
送付先名			
送付先住所			
		〒 —	
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	担当者
	電話番号	FAX番号	
4. 処理委託希望物			
別紙「PCB機器等調査票(様式-1、様式-2、様式-3、様式-6)」参照			
①PCB機器(トランス類・コンデンサ類)		申込台数( )台	
②PCB油類		申込台数( )台	
③PCBに汚染された保管容器		申込台数( )台	
④PCB機器(連結コンデンサ類)		申込台数( )台	
5. 調査機器等の写真			
別紙「PCB機器等の写真撮影」参照 ※重量を実測した場合は「実測写真」が必要になりますのでご注意ください。			
6. その他特記事項			
中間貯蔵・環境安全事業(株)			

搬入荷姿登録申込書(安定器等・汚染物)			
(総括表)			
平成 年 月 日			
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿			
		〒 —	
		保管事業者住所	
		保管事業者名	
		代表者(役職・氏名)	
		印	
安定器等・汚染物登録約款の内容を確認し、同意した上で、搬入荷姿登録に申込むいたします。			
1. 保管事業者連絡先			
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	担当者名
	電話番号	FAX番号	
2. 保管事業場(廃棄物等保管場所) <input type="checkbox"/> 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)			
保管事業場名			
住所			
		〒 —	
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	担当者名
	電話番号	FAX番号	
3. 登録確認書等送付先(□にレ点を記入) <input type="checkbox"/> 1. 保管事業者宛 <input type="checkbox"/> 2. 保管事業場宛 <input type="checkbox"/> 3. その他(送付先を以下に記入)			
送付先名			
送付先住所			
		〒 —	
連絡先	担当部署・役職	ふりがな	担当者名
	電話番号	FAX番号	
4. 登録区分(以下のいずれかを選択し、選択した方の□にレ点を記入ください)			
<input type="checkbox"/> 新規の搬入荷姿登録申請			
<input type="checkbox"/> 予備登録した廃棄物をすべて搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)		b	
<input type="checkbox"/> 予備登録した廃棄物の一部を搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)→「様式4 変更・追加申請用」を提出ください。 ※今回の搬入荷姿登録以外で、今後、追加で搬入荷姿登録に移行する廃棄物がある場合			
5. 処理委託希望物			
別紙 搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物) 様式5 参照		【申込台数 ドラム缶( )缶 ペール缶( )缶】	
6. 調査機器等の写真			
・「安定器等・汚染物調査票記入要領」の登録必要書類の記入要領3.(3)「安定器等・汚染物の写真撮影」を参照の上撮影して、本表提出時に添付願います。			
7. その他の注意事項、備考			
中間貯蔵・環境安全事業(株)			

☆銘板等の情報をもとに下記項目をご記入ください。  
☆登録には必ず写真が必要です。(「写真撮影例」参照)

# PCB機器等調査票

## 1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類

保管事業者名 記入日：平成 年 月 日

保管事業場名

※微量PCB汚染廃電気機器は、JESCOの処理対象外のため登録できませんので、ご注意ください。

(注)I: PCB表記  
銘板に以下の表記があるかをご確認ください。

1. 不燃性油 2. AF式 3. DF式 4. シバノール 5. AFP式 6. ヒタフネン  
7. ○○クロール(富士シクロール、ダイヤクロール等)  
▽以下(6~8)は、トランスの「冷却方式」をご覧下さい  
8. LNaN(F) 9. LFAN(F) 10. LFWF 11. 上記表記無し

すでにJESCOに登録しており、機器を「追加」しようとする場合は、同じ機器番号を使わないよう続きの番号(通し番号)にしてください  
(例)すでにJESCOに8台の登録がある場合  
0001 → 0009 に修正。

※小数点第一位がある場合は、その旨をご記入ください。

機器番号	A 特出	B-1 ※すでにJESCOに早期登録等の登録をしている場合は、機器番号は続きの番号(通し番号)にしてください。	C 定格容量	D 製造者	E 製造年	F 型式	G 油量(枚) 銘板	H 機器総重量(kg)		I (注) PCB表記	J 寸法(cm)				K 抜油	L 漏れ	M 台数	N PCBに汚染された保管容器の有無 ※「有り」の場合、様式-3記入	O その他特記事項
								1台当たりの総重量(kg)	重量確認方法		幅	奥行き	缶体の高さ	プッシング高さ					
記入例			「kVA」又は「μF」		「月」の記載は不要		トランス類のみ記入												※分析している場合 PCB濃度(mg/kg)を記載 使用中の機器は「1」と記入
13-1		変圧器(トランス)	100kVA	明電舎	1970	NOKAX	298	1,200	銘板	8	150	100	170	0	無し	無し	1	無し	1
13-2		高圧コンデンサ	30kVA	指月電機	1968	THK6030HRN10	-	30.5	実測(※)	3	48	13	55	17	-	にじみ	1	有り	

### 記入例 様式5

## 搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)

保管事業場名 事業場全体での安定器の登録総重量が500kg以上と見込まれる方のみ記入をお願いします。

1. 廃安定器の仕分け全体概況 ※「未対応又は不明」及び「外付けなし」以外を選択した場合、下記の記入をお願いします。

PCB不使用安定器の分別	<input checked="" type="checkbox"/> 全て分別済 <input type="checkbox"/> 一部分別済 <input type="checkbox"/> 未対応又は不明	⇒ AとBを記入	A PCB不使用安定器の分別台数 ( 10 ) 台	B 分別したPCB不使用安定器の総重量 ( 25 ) Kg
外付けコンデンサの取り外し	<input checked="" type="checkbox"/> 全て取り外し済 <input type="checkbox"/> 一部取り外し済 <input type="checkbox"/> 未対応又は不明 <input type="checkbox"/> 外付けなし	⇒ CとDを記入	C コンデンサを取り外した後のコンデンサ外付け型安定器(残部材)の台数 ( 31 ) 台	D コンデンサを取り外した後のコンデンサ外付け型安定器残部材の総重量 ( 71.3 ) Kg

2. 安定器等・汚染物の搬入荷姿登録

記入コード ※(注) 3kg以上のトランス・コンデンサ等は、この用紙での登録はできません。機器等登録制度をご利用ください。(ネオントランスは安定器と同じのため3kg以上でもこの用紙でお申込みください。)

※1 安定器等・汚染物種類 1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオントランス 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙  
10. ウェス 11. 樹脂製容器(注:北九州/北海道事業区域に限る。その他の事業区域は、『機器等登録』で申し込みください) 12. その他(どんなものか記入)

※2 容器種類 1. ドラム缶(100L以上) 2. ベール缶(100L未満)

※3 容器材質 1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1,2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。

※4 容器の状態 0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等)を記入)

※5 PCB不使用安定器の分別 0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 ※「分別」とは、保管された廃安定器からPCB不使用安定器を取り除くこと。

※6 外付けコンデンサの取り外し 0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 3. なし ※「取り外し」とは、「コンデンサ外付け型安定器」からJESCO対象物となるコンデンサを取り外すこと。

※7「総重量(容導込)」の測定は、次のいずれかの方法をお願いします。  
① 容器ごと計量器で実測 ② 1台を実測×個数+容器重量  
③ 複数台をまとめて実測+容器重量  
＜注＞・容器重量の実測ができない場合は、カタログの値でも結構です。  
・大型のクレーンスケール等10kg以上の刻みでしか測定できない秤の使用は不可となります。

※重量計測時の数値を正確にご記入下さい。重量は少なくとも小数点第一位までご記入ください。小数点が表示されない秤をご利用の場合は、整数で結構です。

↓ 容器単位でご記入下さい。

機器(容導)番号(※)	廃棄物情報							搬入容器							廃安定器の仕分け				備考	
	A 特出	B 安定器等・汚染物種類(記入コード※1)	C 1台あたりの重量(kg)	D 台数 ※安定器・小型電気機器のみ記入	E 重量小計(kg)	F にじみ・漏れ	G 混雑物等	H 重量計(kg)	I 容器種類(※2)	J 容器材質(同※3)	K 容量(L)	L 寸法(cm)		M 容器の状態(同※4)	N 容導重量(kg) ※蓋を含む。	O(※7) 総重量(容導込)(kg) ※蓋を含む。	P PCB不使用安定器の分別(※5)	Q 外付けコンデンサの取り外し(※6)		R 仕分け作業日
記入例																				
x0098	13-01	1(蛍光灯安定器)	2.1	60	126.0	なし	ビニールで梱包されていて外せない	206.0	1(ドラム缶)	1(鋼製)	200	60	90	良好	24.0	230	1(対応済)	0(未対応)	2015年7月1日	〇〇株式会社
x0098		2(水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし													
x0098		5(安定器用コンデンサ)	0.2	75	15.0		ビニールで梱包	15.0	2(ベール缶)	1(鋼製)	27	30	36	良好	7.7	22.7	2(不明)	1(対応済)	2015年7月7日	〇〇株式会社
x0001	13-01	1(蛍光灯安定器)	2.1	70	147.0	なし	ビニールで梱包されていて外せない	227.0	1(ドラム缶)	1(鋼製)	200	60	90	良好	24.0	251.0	1(対応済)	1(対応済)	2017年12月14日	XX株式会社
x0001		2(水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし													
x0002	13-01	1(蛍光灯安定器)		100		なし	なし		1(ドラム缶)	1(鋼製)	200	60	90	良好	24.0	260.0	1(対応済)	1(対応済)	2017年12月14日	XX株式会社

(参考資料) 登録申込書② 調査票

# (参考資料) 登録申込書③ 写真

## PCB機器等の写真撮影

- ・ 搬出可否の目安として、保管倉庫全体の写真もお撮りください。
- ・ 「PCB機器等調査票」の何番の機器か分かるように番号をふってください。
- ・ **重量を実測した場合は、必ず実測写真をお撮り下さい。(重量の目盛りが分るもの)**
- ・ 写真は、A4サイズの紙に貼ってください。(デジカメの場合、A4用紙に印刷ください。)
- ・ 変形(膨脹等)や破損のあるコンデンサは必ず写真をお撮り下さい。
- ・ 銘板写真は、撮影可能であればお撮りください。

【保管倉庫の写真】



【銘板写真】



【漏洩箇所】



【実測写真】

※重量を「銘板」ではなく「実測」した場合は、実測写真が必要です。



機器を乗せた状態で目盛りが分るようお願いします。



## ○搬入荷姿登録に必要な写真撮影例

1. 保管場所全体の写真 : 1登録に1枚
2. 収納物が分かる写真 : 1缶ごとに1枚
3. 蓋の形状が分かる写真 : 1缶ごとに1枚
4. 重量を証明する写真 : 実測ごとに1枚

1. 保管場所全体の写真  
【1登録に1枚】



2. 収納物が分かる写真  
【1缶ごとに1枚】



3. 蓋の形状が分かる写真  
【1缶ごとに1枚】



## 4. 実測方法の種類(下記①~③)と重量を証明する写真

①容器ごと実測

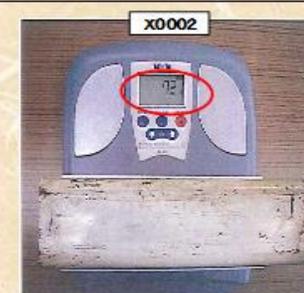
容器ごと実測可能な場合



※必ず蓋を含めて撮影してください。

②同じ種類の1台を実測

種類分けできている場合



③複数台を実測

種類分けが困難な場合



重量が確認できるように撮影してください。

< 総重量 >

目盛の重量

1台の重量 × 台数の合計重量  
+ 容器重量

複数台実測の合計重量  
+ 容器重量



## 5-1. 中小企業者等の軽減制度について

### 1. 概要

中小企業者等に該当する保管事業者のPCB廃棄物処理費用を軽減。申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による費用負担軽減措置を適用。

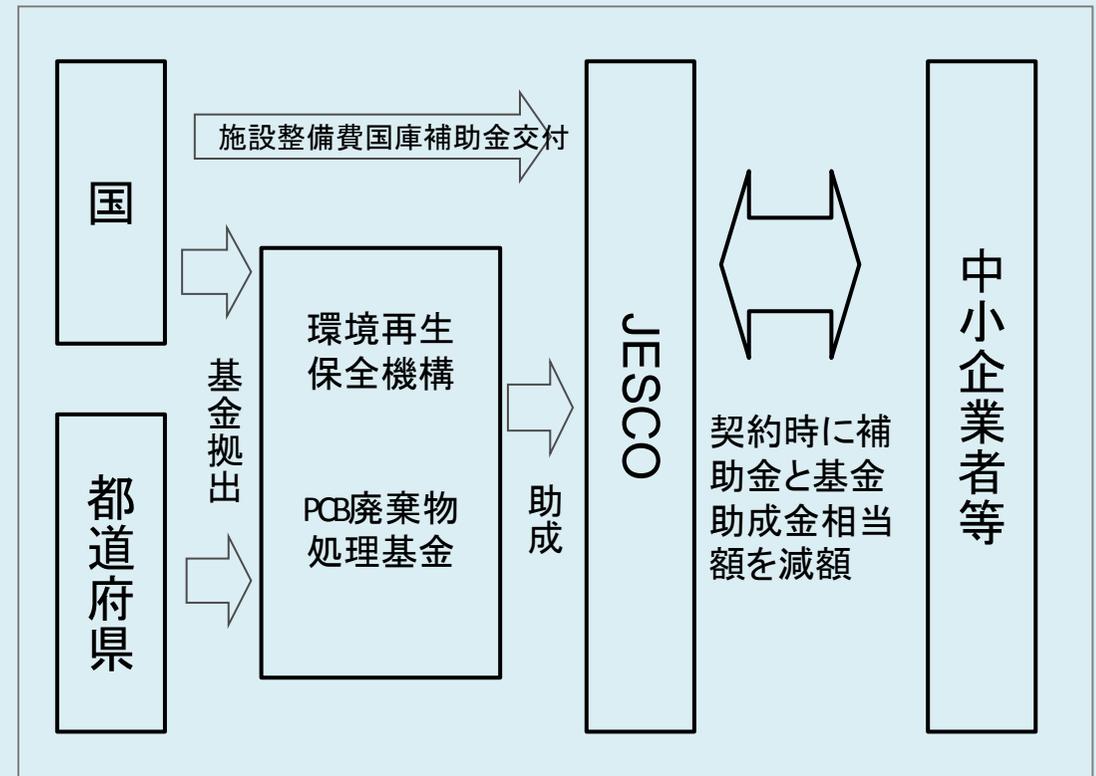
### 2. 対象PCB廃棄物

- ① トランス類
- ② コンデンサ類
- ③ PCB油
- ④ 安定器等・汚染物
- ⑤ 保管容器

### 3. 軽減率（平成26年4月より改定）

- |  |   |                       |
|--|---|-----------------------|
| ①会社<br>②個人事業主<br>③中小企業団体等<br>④法人<br>（会社・中小企業団体を除く） | ➡ | 処理料金の<br><b>70%軽減</b> |
| ⑤個人<br>（破産者（破産管財人）を含む）                             | ➡ | 処理料金の<br><b>95%軽減</b> |

※ 早期登録（5%軽減）又は特別登録（3%軽減）と併用できる。



### 軽減制度の対象となる方

処理委託契約の締結時において、(1)～(5)のいずれかに該当していること。

#### (1) 次表において業種ごとにA又はBの基準を満たす会社

ただし、大企業者(下の表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社)が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)

は大企業者としてみなされ、対象外となります。また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係\*がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係\*がないことも条件となります。

\* 完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

### (2) 前表において業種ごとにBの基準を満たす個人事業主

### (3) 次の中小企業団体等

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
- ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が(1)のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

### (4) 法人（※会社、中小企業団体を除く）

- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が前表において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人

### (5) 個人

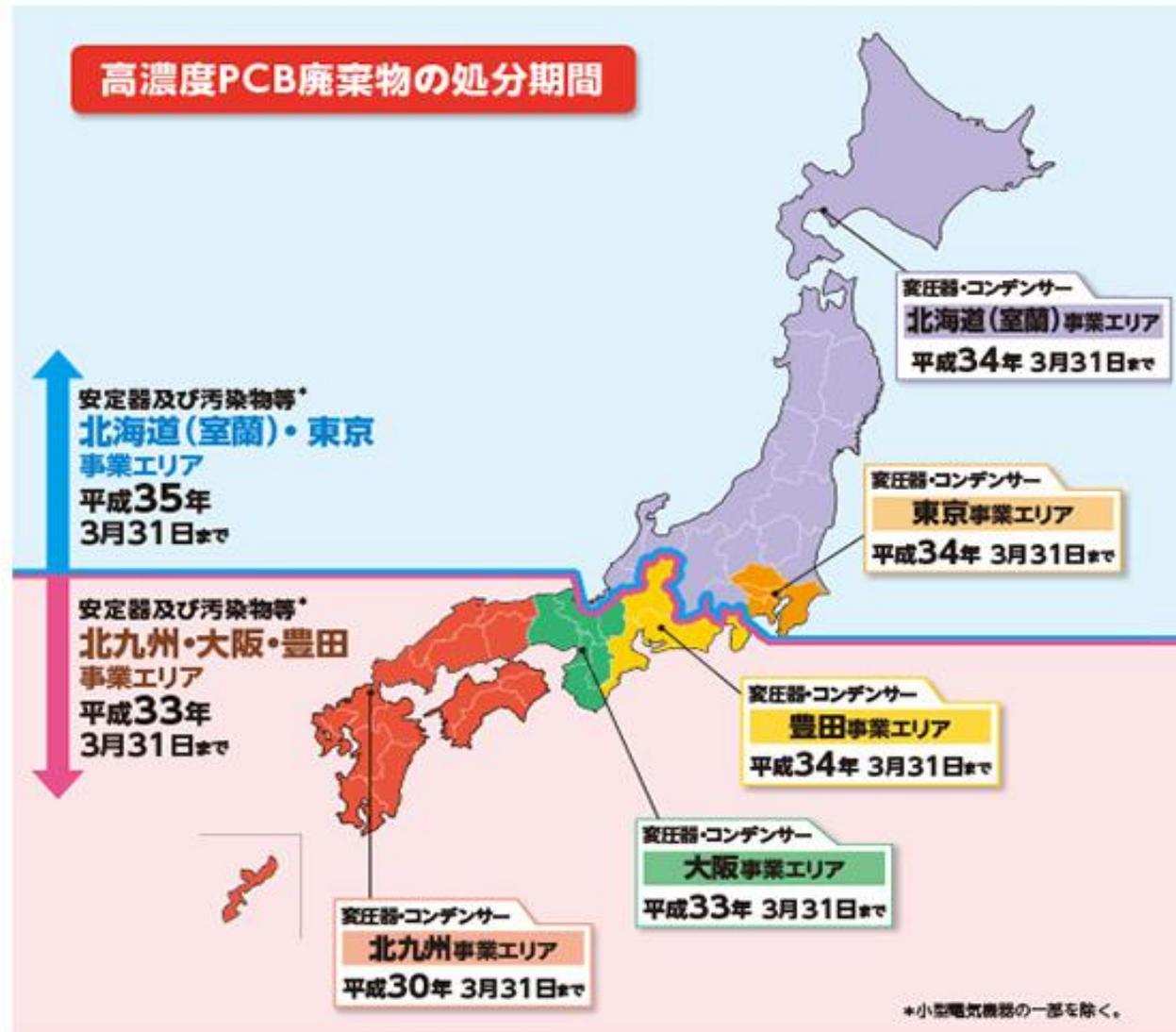
- ・ 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった個人（※個人事業主を除く）
- ・ 破産者（破産管財人）

お問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」

TEL：（フリーダイヤル） 0120-808-534

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階

## PCB特措法の改正による処分期間



平成28年8月に改正PCB特別措置法が施行され、高濃度PCB廃棄物について、処分期間が定められました。

保管事業者には、処分期間内の高濃度PCB廃棄物の処分が義務づけられています。

※環境省HPより

## 6-2. 処理委託契約について

- 処理するためには**、保管者様と弊社との間で**処理委託契約の締結が必要**となります。
- トランス類、コンデンサ類**については、改正PCB特別措置法により、原則として、**北九州事業エリア**においては**平成29年度末**、**大阪事業エリア**においては**平成32年度末**、**豊田事業エリア、東京事業エリア、北海道事業エリア**においては、**平成33年度末**までに処分を委託することが義務づけられました。
- 安定器等・汚染物**については、同様に、**北九州事業エリア、大阪事業エリア、豊田事業エリア**においては**平成32年度末**、**東京事業エリア、北海道事業エリア**においては、**平成34年度末**までに処分を委託することが義務づけられました。
- 中小軽減の対象となる方は**、審査結果が出てからの契約締結となります。審査結果の**有効期間は、通知の日から90日間**です。この期間中に弊社との処理委託契約の締結が必要です。

## 7-1. 収集運搬について

○保管者様が、JESCO各事業所ごとに施設への**入門を許可された収集運搬事業者の中から**、収集運搬事業者を**決められ**、収集運搬委託契約を**直接締結**してください。

○収集運搬事業者が**決まりましたら**、JESCO担当者まで**収集運搬事業者名をご連絡下さい**。



各事業所にPCB廃棄物を搬入できる収集運搬事業者については、下記URLをご覧ください。

(北九州事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/acceptance/pdf/kitakyushuunlist.pdf>

(大阪事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/osaka/acceptance/pdf/osakashuungaisha.pdf>

(豊田事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashuungaisha.pdf>

(東京事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/acceptance/pdf/tokyoshuungaisha.pdf>

(北海道事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/pdf/hokkaidoshuungaisha.pdf>

## 7-2.収集運搬について

○収集運搬の流れは、下記の通りです。



○**搬出当日**は、積み出しの**立ち合い**をお願いします。**漏れ、滲み等の異常がないか確認**いただきまして、荷積みの後、**マニフェスト伝票にサイン**をお願いします。

○多くの保管者様の高濃度PCB廃棄物をまとめて運搬することで、運搬費用の削減を図ることが出来ます。そのため、エリアごとに重点的、集中的に搬入する期間を決めて搬入を行っている場合があります。詳しく各事業所営業課までお問い合わせ下さい。

## 8-1.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

#### 1 「登録」に関する窓口

〒105-0014  
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部 登録担当宛

Tel 03-5765-1935 Fax 03-5765-1923

#### 2 「中小企業者等軽減制度」に関する窓口

〒105-0014  
東京都港区芝1丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB処理営業部「中小企業者等軽減制度窓口」担当宛

Tel 03-5765-1920 ・ 0120-808-534 Fax 03-5765-1923

## 8-2.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

3

「処理時期・契約関係」に関する窓口

(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

<中国・九州(沖縄県を含む)>

〒802-0001

福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番-1 AIMビル8階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北九州PCB処理事業所 (小倉オフィス(営業課))

Tel 093-522-8588 Fax 093-522-8590

<四国>

〒552-0007

大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

北九州PCB処理事業所 (四国担当 (営業課))

Tel 06-6575-5580 Fax 06-6575-5586

## 8-3.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

4

「処理時期・契約関係」に関する窓口  
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

#### <トランス類・コンデンサ類>

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階701号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
大阪PCB処理事業所 弁天事務所 (営業課)

TEL 06-6575-5575 FAX 06-6575-5576

#### <安定器等・汚染物>

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北九州PCB処理事業所 営業課 (近畿・東海エリア分室)

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

## 8-4.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

5

「処理時期・契約関係」に関する窓口  
(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

#### <トランス類・コンデンサ類>

〒471-0853  
愛知県豊田市細谷町3丁目1番地1

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
豊田PCB処理事業所

TEL 0565-25-3405 FAX 0565-24-0543

#### <安定器等・汚染物>

〒552-0007  
大阪府大阪市港区弁天1丁目2番30号 オーク4番街プリオタワーオフィス7階702号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北九州PCB処理事業所 営業課 (近畿・東海エリア分室)

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

## 8-5.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

6

「処理時期・契約関係」に関する窓口  
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

#### <トランス類・コンデンサ類>

〒105-0014

東京都港区芝1丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
東京PCB処理事業所 営業課

TEL 03-5765-1927 FAX 03-5765-1908

#### <安定器等・汚染物>

〒105-0014

東京都港区芝1丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 東京事務所 (営業課)

TEL 03-5765-1197 FAX 03-5765-1908

## 8-6.お問い合わせ先などについて

### お問い合わせ先

7

「処理時期・契約関係」に関する窓口

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、  
栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県)

#### <北海道>

〒050-0087

北海道室蘭市仲町14番地7

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所

TEL 0143-23-7007 FAX 0143-22-3001

#### <北海道以外の15県>

〒105-0014

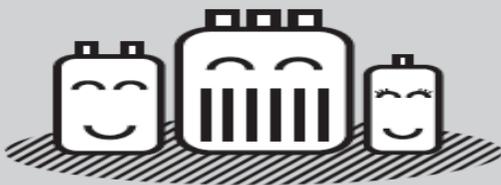
東京都港区芝1丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所 東京事務所 (営業課)

TEL 03-5765-1197 FAX 03-5765-1908

（参考資料）料金表①

# PCB廃棄物の処理料金。



●PCB廃棄物を保管されている事業者にご負担いただく処理料金は全国一律で、高圧トランス・コンデンサなど、電気機器等の数量・重量と、PCB処理事業に必要なとなる施設整備費等の経費をもとに設定しています。

●処理施設への運搬に要する費用は処理料金に含まれていません。

●「中小企業者等軽減制度」の対象となる方々については、処理の時期にお申し込みいただくことで処理料金が軽減されます。

詳しくは当社の中小企業者等軽減制度パンフレットをご覧ください。



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

## ■トランス類（1台の総重量が3kg以上）の処理料金

PCBを使用した高圧トランス・低圧トランス・リクトル・計器用変成器・放電コイル及び整流器等が廃棄物となったもの。

\*以下の表を機器1台ごとに適用します。

\*保管容器ごと処理受託する場合は、機器の総重量にその重量を加算します。

3kg以上～10kg未満機器

処理料金(円) = 30,240(円/kg) × 1台当たりの総重量(kg) ※kg未満は切り捨てとします。

### 10kg以上の機器

重量区分	機器1台の総重量(kg)	料金(千円)
10 kg超～	15 kg以下	434
15 kg超～	20 kg以下	451
20 kg超～	25 kg以下	469
25 kg超～	30 kg以下	486
30 kg超～	35 kg以下	503
35 kg超～	40 kg以下	521
40 kg超～	45 kg以下	538
45 kg超～	50 kg以下	556
50 kg超～	55 kg以下	573
55 kg超～	60 kg以下	591
60 kg超～	65 kg以下	608
65 kg超～	70 kg以下	626
70 kg超～	75 kg以下	643
75 kg超～	80 kg以下	661
80 kg超～	85 kg以下	678
85 kg超～	90 kg以下	696
90 kg超～	95 kg以下	713
95 kg超～	100 kg以下	731
100 kg超～	110 kg以下	767
110 kg超～	120 kg以下	803
120 kg超～	130 kg以下	839
130 kg超～	140 kg以下	875
140 kg超～	150 kg以下	911
150 kg超～	160 kg以下	947
160 kg超～	170 kg以下	983
170 kg超～	180 kg以下	1,019
180 kg超～	190 kg以下	1,055
190 kg超～	200 kg以下	1,091
200 kg超～	215 kg以下	1,145
215 kg超～	230 kg以下	1,200
230 kg超～	245 kg以下	1,254
245 kg超～	260 kg以下	1,309
260 kg超～	275 kg以下	1,363
275 kg超～	290 kg以下	1,418
290 kg超～	305 kg以下	1,472
305 kg超～	320 kg以下	1,527
320 kg超～	340 kg以下	1,599
340 kg超～	360 kg以下	1,671
360 kg超～	380 kg以下	1,743
380 kg超～	400 kg以下	1,815
400 kg超～	420 kg以下	1,887
420 kg超～	440 kg以下	1,959
440 kg超～	460 kg以下	2,031
460 kg超～	480 kg以下	2,103
480 kg超～	500 kg以下	2,175
500 kg超～	520 kg以下	2,247
520 kg超～	540 kg以下	2,319
540 kg超～	560 kg以下	2,391
560 kg超～	580 kg以下	2,463
580 kg超～	600 kg以下	2,535
600 kg超～	640 kg以下	2,679
640 kg超～	680 kg以下	2,823
680 kg超～	720 kg以下	2,967

消費税(8%)込

重量区分	機器1台の総重量(kg)	料金(千円)
720 kg超～	760 kg以下	3,111
760 kg超～	800 kg以下	3,255
800 kg超～	840 kg以下	3,399
840 kg超～	880 kg以下	3,543
880 kg超～	920 kg以下	3,687
920 kg超～	960 kg以下	3,831
960 kg超～	1,000 kg以下	3,975
1,000 kg超～	1,040 kg以下	4,119
1,040 kg超～	1,080 kg以下	4,263
1,080 kg超～	1,120 kg以下	4,407
1,120 kg超～	1,160 kg以下	4,551
1,160 kg超～	1,200 kg以下	4,695
1,200 kg超～	1,240 kg以下	4,839
1,240 kg超～	1,280 kg以下	4,983
1,280 kg超～	1,320 kg以下	5,127
1,320 kg超～	1,360 kg以下	5,271
1,360 kg超～	1,400 kg以下	5,415
1,400 kg超～	1,450 kg以下	5,595
1,450 kg超～	1,500 kg以下	5,775
1,500 kg超～	1,550 kg以下	5,955
1,550 kg超～	1,600 kg以下	6,135
1,600 kg超～	1,650 kg以下	6,315
1,650 kg超～	1,700 kg以下	6,495
1,700 kg超～	1,750 kg以下	6,675
1,750 kg超～	1,800 kg以下	6,855
1,800 kg超～	1,850 kg以下	7,035
1,850 kg超～	1,900 kg以下	7,215
1,900 kg超～	1,950 kg以下	7,395
1,950 kg超～	2,000 kg以下	7,575
2,000 kg超～	2,050 kg以下	7,755
2,050 kg超～	2,100 kg以下	7,935
2,100 kg超～	2,180 kg以下	8,218
2,180 kg超～	2,260 kg以下	8,501
2,260 kg超～	2,340 kg以下	8,783
2,340 kg超～	2,420 kg以下	9,066
2,420 kg超～	2,500 kg以下	9,349
2,500 kg超～	2,600 kg以下	9,709
2,600 kg超～	2,700 kg以下	10,069
2,700 kg超～	2,800 kg以下	10,429
2,800 kg超～	2,900 kg以下	10,789
2,900 kg超～	3,000 kg以下	11,149
3,000 kg超～	3,100 kg以下	11,509
3,100 kg超～	3,200 kg以下	11,869
3,200 kg超～	3,300 kg以下	12,229
3,300 kg超～	3,400 kg以下	12,589
3,400 kg超～	3,500 kg以下	12,949
3,500 kg超～	3,600 kg以下	13,309
3,600 kg超～	3,700 kg以下	13,669
3,700 kg超～	3,800 kg以下	14,029
3,800 kg超～	3,900 kg以下	14,389
3,900 kg超～	4,000 kg以下	14,749
4,000 kg超～		別途見積

消費税(8%)込

(参考資料) 料金表②

**②コンデンサ類(1台の総重量が3kg以上)の処理料金**

PCBを使用した高圧コンデンサ・低圧コンデンサ及びサージアブソーバー等が廃棄物となったもの。

- \*以下の表を機器1台ごとに適用します。
- \*保管容器ごと処理受託する場合は、機器の総重量にその重量を加算します。
- \*連結型(集合型)コンデンサは搬入前に解体していただき、解体後の1台ごとのコンデンサを下記表に当てはめて料金を算出します。

3kg以上～10kg未満機器

処理料金(円) = 30,240(円/kg) × 1台当たりの総重量(kg) ※kg未満は切り捨てとします。

10kg以上の機器

重量区分 機器1台の総重量(kg)				料金(千円)
10	kg以上～	15	kg以下	485
15	kg超～	20	kg以下	522
20	kg超～	25	kg以下	559
25	kg超～	30	kg以下	596
30	kg超～	35	kg以下	633
35	kg超～	40	kg以下	670
40	kg超～	45	kg以下	707
45	kg超～	50	kg以下	744
50	kg超～	55	kg以下	781
55	kg超～	60	kg以下	818
60	kg超～	65	kg以下	855
65	kg超～	70	kg以下	892
70	kg超～	75	kg以下	929
75	kg超～	80	kg以下	966
80	kg超～	85	kg以下	1,003
85	kg超～	90	kg以下	1,040
90	kg超～	95	kg以下	1,077
95	kg超～	100	kg以下	1,114
100	kg超～	110	kg以下	1,189
110	kg超～	120	kg以下	1,263
120	kg超～	130	kg以下	1,337
130	kg超～	140	kg以下	1,411
140	kg超～	150	kg以下	1,485
150	kg超～	160	kg以下	1,559
160	kg超～	170	kg以下	1,633
170	kg超～	180	kg以下	1,707
180	kg超～	190	kg以下	1,781
190	kg超～	200	kg以下	1,855
200	kg超～	215	kg以下	1,965
215	kg超～	230	kg以下	2,075
230	kg超～	245	kg以下	2,185
245	kg超～	260	kg以下	2,295
260	kg超～	275	kg以下	2,405
275	kg超～	290	kg以下	2,515
290	kg超～	305	kg以下	2,625
305	kg超～	320	kg以下	2,735
320	kg超～	340	kg以下	2,879
340	kg超～	360	kg以下	3,024
360	kg超～	380	kg以下	3,167
380	kg超～	400	kg以下	3,311
400	kg超～			別途見積

消費税(8%)込

**③PCB油類(夾雑物のないもの)の処理料金**

PCBを使用したトランス類・コンデンサ類から抜油した油の処理料金は、別途見積りにより算定します。なお、抜油された後の筐体の処理料金は、抜油する前のトランス類・コンデンサ類の処理料金から、抜油した油の処理料金を差し引いたものとします。

**④安定器等・汚染物の処理料金**

安定器等・汚染物(PCBを使用した安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙及びPCBに汚染されたウエス、汚泥、その他の汚染物)の処理料金は以下のとおりとします。

消費税(8%)込

$$\text{安定器等・汚染物の処理料金(円)} = 30,240(\text{円/kg}) \times \text{安定器等・汚染物の重量(kg)}$$

- ・処理料金の算定においては、安定器等・汚染物の重量に搬入容器の重量を加算します。ただし、当社が指定する容器を用いる場合は、所定の金額を差し引いた処理料金とします。
- ・上記計算により算出した金額が30,240円を下回る場合の処理料金は、30,240円とします。

**⑤その他の受入対象物の処理料金**

受入対象物のうち、①～④までの処理料金が適用されるもの以外のものの処理料金は、別途見積りにより算定します。  
※受入対象物は、各事業ごとにその処理施設に係る受入基準において定めます。

**⑥付加料金**

PCBが機器外部に漏洩しているなど特別な取扱いを要するPCB廃棄物については、①～④までの処理料金に付加料金を加算することがあります。この場合において、付加料金は、別途、見積りにより算定します。

※不明な点など処理料金に関するご質問は、下記へお問い合わせください。

**中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)**

〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階  
Tel:03-5765-1935 Fax:03-5765-1923

## 8-7.お問い合わせ先などについて

### JESCOホームページ

「JESCO」または「中間貯蔵・環境安全事業」と入力されご検索下さい。



The screenshot shows the JESCO homepage with the following elements:

- Header:** JESCO logo (Japan Environmental Storage & Safety Corporation), navigation menu (English Page, Google Custom Search, 検索), and a descriptive sentence: "中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)は、中間貯蔵事業とPCB廃棄物処理事業を行う、国の全額出資により設立された特殊会社です"
- Navigation Bar:** PCB廃棄物を保管されている方へ, 全国5PCB処理事業所のご案内, 会社情報, PCB廃棄物処理事業について, 中間貯蔵事業について
- Main Content:**
  - Yellow Banner:** "PCB廃棄物の処理を進めています。" (We are advancing PCB waste processing.) with an icon of a container.
  - Dark Blue Banner:** "中間貯蔵事業を行っています。" (We are conducting intermediate storage business.) with a "再生福島" (Revitalize Fukushima) logo.
- Left Sidebar:**
  - <登録申込書・変更届等のダウンロードについて>
    - お申し込み方法
    - 書式ダウンロード
    - 登録後の変更届
  - <助成金制度について>
    - 中小企業等費用軽減制度
    - 行政代執行支援事業
  - <廃安定器を保管されている方へ>
    - 廃安定器PCB使用・不使用の分別等促進のお願い
- Right Sidebar:** Four icons representing different services: a truck (transport), a container (storage), a recycling symbol (recycling), and a hard hat (safety).